

わらべ館駐車場棟及びトイレ等屋上防水改修業務 仕様書

1 目的

わらべ館駐車場管理棟・トイレ棟は、平成 7 年に建築された建築物であり、わらべ館の利用者のほか、市営駐車場として広く市民に利用されています。

しかしながら、令和 6 年 6 月に防水シートがはがれたため、令和 6 年度に応急処置を実施したが、本格的な修繕が急務となっております。

本修繕業務は、すみやかに改修することで、利用者の利用環境改善を図ることを目的としています。

2 対象施設

(1)わらべ館駐車場管理棟（鳥取市西町四丁目 105 番地）

構 造：鉄骨造 2 階建て

床 面 積：92.44 m²

建設年度：平成 7 年度

(2)わらべ館駐車場トイレ棟

構 造：コンクリートブロック造

床 面 積：59.68 m²

建設年度：平成 7 年度

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※可能な限り早期の業務完了に努めてください。

また、やむを得ない理由により履行期間を延期する場合は、書面により協議の対象とします。

4 業務内容

本業務の概要は以下に示しますが、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、契約金額の範囲内に限り、受託者はその責任において遂行しなければなりません。

（1）駐車場管理棟防水撤去業務

- ・既存加硫ゴムシート防水撤去（平場・立上り共）
- ・既存ドレン撤去（横引き）
- ・既存脱気筒撤去
- ・ケレン・清掃

（2）駐車場管理棟屋根新設防水

- ・下地調整（樹脂モルタル）2 mm 程度
- ・ウレタン塗膜防水（X-1 工法（平場））
- ・ウレタン塗膜防水（X-2 工法（立上り））
- ・鉛改修用ドレン
- ・ステンレス脱気筒

(3) トイレ棟屋根防水撤去工業務

- ・既存アルミ笠木一時撤去及び再取付
- ・ケレン・清掃（平場・立上り共）

(4) トイレ棟屋根新設防水

- ・下地調整（樹脂モルタル）2 mm 程度
- ・ウレタン塗膜防水（X-1 工法（平場））
- ・ウレタン塗膜防水（X-2 工法（立上り））
- ・鉛改修用ドレン
- ・ステンレス脱気筒
- ・昇降仮設足場
- ・発電機リース（機械消耗品含む）
- ・発生材産廃処分

5 成果品

業務完了後すみやかに次の事項を記載した図書を1部及びデータを成果品として提出すること。

- ・工事写真（着工前、施工中、完成）

6 支払い条件

業務完了検査後一括払いとする。

7 留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に関する費用は受託者の負担とする。

(3) 成果品の審査

ア 業務完了後速やかに、所定の業務完了届を提出し、本市調査職員の検査を受けなければならない。

イ 成果品の検査において、受託者の責において、本市調査職員から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正しなければならない。

ウ 業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市調査職員の指示に従いこれを是正しなければならない。

(4) 貸与資料

本市が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成の上、提出をし、業務完了後速やかに本市に返却するものとする。

(5) 疑義等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ定め、本市調査職員の指示に基づいて業務を遂行すること。

(6) 再委託

原則として、受託者は本業務を第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめ書面により本市の承認を得たときはこの限りでない。

(7) その他

ア 受託者が打合せ及び協議を行うときには、総括担当者を出席させ、打合せ及び協議の内容について、議事録により整理しなければならない。

イ 業務にあたっては、逐次本市調査職員に必要な報告を行わなければならない。

8 問い合わせ先

鳥取市企画推進部 文化交流課

TEL：(0857) 30-8021 メール：bunka@city.tottori.lg.jp

担当者：東野